

金沢市行政経営プラン推進委員会設置要綱

(令和5年3月22日決裁)

改正 令和7年3月24日決裁

(目的)

第1条 本市は、社会経済情勢の変化に対応した合理的な行政改革と適切な市政運営を推進するため、金沢市行政経営プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政経営プランの推進に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、主として民間有識者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。